

## 受託中小企業振興法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等

受託中小企業振興法に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準、第6条の規定による標準処理期間及び第12条第1項の規定による処分の基準は、次のとおりとする。

### 第1 申請に対する処分

#### 1. 審査基準

##### （1）法第5条第1項の規定による振興事業計画の承認

振興事業計画の承認に係る審査基準は、次のとおりとする。

① 振興事業の目標及び内容が振興基準に照らして適切なものであること。

1) 振興基準に定める基準に照らし、適切な目標を掲げており、事業の内容が実現性のあるものであること。

2) 振興基準に記載されている事項については、振興基準中の該当部分に適合しているものであること。

3) 振興基準に記載されていない事項については、その内容が振興基準の趣旨に沿うものであること。

4) 計画に参加しようとしている中小受託事業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）に基づく経営革新計画にも参加している場合は、計画の目標及び内容について整合性のあるものであること。

② 中小受託事業者等及び委託事業者が振興事業を実施するのに必要な適格性を有するものであること。

1) 中小受託事業者等は、その構成員の大部分が中小受託事業者であること。

2) 中小受託事業者等は、その運営が自主的に行われているものであると認められること。

3) 中小受託事業者等は、振興事業を推進指導する能力が十分にあると認められること。

4) 委託事業者は、振興事業を推進指導する能力が十分にあると認められること。

- ③ 振興事業の実施時期、振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法が当該振興事業を実施するのに適切なものであること。
- ④ 中小受託事業者等の構成員が振興事業に参加することについて不当に差別されないものであること。
  - 1) 計画に参加する意思のある構成員の参加が制限されていないものであること。
  - 2) 共同利用施設事業について計画に参加していない構成員の利用が事実上制限されているものでないこと。
- ⑤ 中小受託事業者等の構成員である中小受託事業者の大部分が振興事業に参加すること。

## (2) 法第7条第1項の規定による振興事業計画の変更の承認

振興事業計画の変更の承認に係る審査基準は、前記第1 1. (1) のとおりとする。

### 2. 標準処理期間

標準処理期間は、次のとおりとする。

| 処分名                      | 標準処理期間 |
|--------------------------|--------|
| 第5条第1項の規定による振興事業計画の承認    | 1 月    |
| 第7条第1項の規定による振興事業計画の変更の承認 | 1 月    |

### 第2 不利益処分の基準

法第7条第2項の規定による振興事業計画の承認取消しについては、次のとおりとする。

- 1. 中小受託事業者等及び委託事業者が振興事業計画の全部又は一部を実施せず、かつ、当該振興事業の実施期間中に当該振興事業を実施する見込みがなく、その結果承認基準に該当しなくなると認めるとき。

2. 中小受託事業者等及び委託事業者が承認を受けた振興事業計画の内容について大幅な変更があったにもかかわらず変更承認を受けず、その結果、承認基準に該当しなくなると認めるとき。

#### 附 則

1. この基準は、令和8年1月1日から施行する。